

平成 29 年度 環境省税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

- 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

(自動車環境対策)

- 平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日自由民主党・公明党）に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

(森林・自然の維持・回復)

- 市町村が主体となった森林・林業施策を推進することに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

2 個別のグリーン化措置

➤ 質の高い住宅ストック形成の促進に向けたリフォーム税制（所得税・固定資産税）【拡充】

- ・ 住宅の改修工事について、耐震改修や省エネ改修と併せて耐久性向上改修を行い、増改築による長期優良住宅の認定を受ける場合の所得税及び固定資産税について、税額控除の最大控除額を増額する等の措置を講じる。
- ・ このほか、省エネ改修に係る特例措置の適用要件の合理化を図る。

➤ **低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】**

- ・ 低公害車の燃料等供給設備天然ガス充填設備（4,000万円以上）及び水素充填設備（1億5,000万円以上）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、2/3とする特例措置について、適用期限を2年間延長する。

➤ **コージェネレーション設備に係る特例措置（固定資産税）【延長】**

- ・ コージェネレーション設備（熱電併給型動力発生装置）で先端性の設備要件を満たすものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、5/6とする特例措置の適用期限を2年間延長する。

➤ **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）【拡充・延長】**

- ・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、「試験研究」の定義及び総額型（試験研究費総額にかかる控除制度）の控除率の見直し、さらに高水準型（試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度）の延長等を図る。

平成29年度 環境省 税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。

(地球温暖化対策)

- ・ 平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

(自動車環境対策)

- ・ 平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党)に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

(森林・自然の維持・回復)

- ・ 市町村が主体となった森林・林業施策を推進することに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

2. 個別のグリーン化措置

- ・ 質の高い住宅ストック形成の促進に向けたリフォーム税制(所得税・固定資産税)【拡充】
- ・ 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】
- ・ コージェネレーション設備に係る特例措置(固定資産税)【延長】
- ・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税、所得税、法人住民税)【拡充・延長】